

令和7年度

**本庁及び第二庁舎
清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項**

宝塚市庁舎関係（行政財産）

令和8年3月

宝塚市 総務部 管財課

目 次	ページ
1 公募物件	1
2 応募資格	1
3 公募条件	2
4 応募申込み及び価格提案書の提出	5
5 募集内容及び価格提案に対する質問及び回答	6
6 使用許可申請等の手続き	7
7 使用許可期間の更新の手続き	7
8 設置事業者の決定の取消し	7
9 その他	7
10 問い合わせ先	7
 資 料	
・ 申込書	別紙 1
・ 価格提案書	別紙 2
・ 誓約書	別紙 3
・ 質問書	別紙 4
・ 行政財産使用許可申請書（参考）	別紙 5
・ 行政財産使用許可書（参考）	別紙 6

●別添「公募一覧表」「自動販売機設置場所図面」

本庁及び第二庁舎清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

宝塚市総務部管財課が行う本庁及び第二庁舎清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。（この募集は、宝塚市公有財産事務取扱規則（昭和 39 年 7 月 30 日規則第 13 号）第 22 条に規定する「法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可を受けようとする者」を募集するもの。）

1 公募物件

- ・設置場所・設置物件の詳細については、別添「自販機設置場所図面」及び別添「公募一覧表」を参照すること。物件グループごとの公募とする。
- ・自動販売機の機種によっては、設置（回収ボックス含む）及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障をきたす場合があるので、別添「公募一覧表」に参考として、事前に設置場所を確認すること。

（③に関して、設置可能場所が限られているため設置自動販売機に注意）

2 応募資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、応募者は以下の事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 受付期間の最終日において宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 3 号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしているものでないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

3 公募条件

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用について

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

② 使用許可の期間

令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日までとする。

令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日までの期間は、年度ごとに使用許可の更新が必要となる。なお、この期間を超える更新はできない。

ただし、許可物件を公用・公共の用に供するため、必要とするときは、使用許可を取り消す場合がある。

③ 行政財産使用料（年額）

本市の設定する最低使用料年額以上で、かつ、設置事業者として決定した者が提示した応募価格を行政財産使用料（年額）とする。

使用料は、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに当該年度分を全額納付するものとする。

使用許可期間が1年に満たない部分については、1年を360日（1カ月30日）として計算し、1カ月に満たない部分については、その日数をもって日割り計算とする。

なお、停電や故障等で時間が少なくなった場合であっても、設置事業者が提案した行政財産使用料は減額しない。また、宝塚市行政財産使用料条例（昭和39年9月30日条例40号）第3条の規定により、設置事業者の責めに帰すべき事由による使用料の返還はしない。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（計量法（平成4年法律第51号）に適合した電力使用量計測用子メーター設置費含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気料金についても、全額を設置事業者の負担とする。電気料金の請求額については、設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）等乗じて積算した額とする。

自動販売機の運転に必要な電源は市側で設置しているものを使用すること。

⑤ 設置条件

自動販売機は示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置すること。地震対策（転倒防止）を行うこと。既存施設に負担がかからないよう設置に配慮する

こと。

設置工事に際しては、管財課と事前に十分に協議を行うこと。

⑥ 権利譲渡等の禁止

許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可物件を定められた目的以外に使用しないこと。

⑦ 滅失・損傷の責任

許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償すること。

(2) 使用上の制限

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用は期日までに確実に納付すること。

② 使用許可期間中に、応募資格 2-(9)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。

④ 自動販売機本体は、省エネタイプ・ノンフロンヒートポンプ対応機とすること。
設置場所によっては、バリアフリー対応とする。

⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、管財課の指示に従うこと。

⑥ 販売品目は、一般市場において認知及び支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等の清涼飲料水とし、多品種、多目的により構成するよう努めること。また、酒類及び酒類類似品並びに飲料以外の商品又は飲料以外の価値を主たる目的とする商品の販売は禁止する。

⑦ 販売価格は、1本（1個）当たり 300 円（税込）を上限とし、これを超える価格での販売は認めない。なお、表示価格にかかわらず、抽選、景品、特典その他これらに類する要素を付加することにより、実質的に上限額を超える対価を求めていると認められる販売方法は認めない。

販売方法については、ビン・カン・ペットボトル、紙パック等の密閉型とすること。（紙コップは対象外とする。）

⑧ 自動販売機の売上額及び本数については、月別に集計を行い、報告を行うこと。
なお、次回公募時には売り上げを公表する。

(3) 維持管理責任

① 商品補充、品質管理、金銭管理、故障時の即時対応など設置及び管理運営にかかるすべての管理業務については設置事業者が行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 回収ボックスは自動販売機に併設して、設置すること。回収ボックスがゴミで溢れ

ることのないよう、夏季は回収回数を増やす等工夫し、設置事業者の責任で適宜・適切に回収・リサイクルを行うこと。回収ボックスからゴミが溢れ、市から回収の指示を受けた場合は、速やかに対応すること。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機設置に伴う事故については、宝塚市の責に帰すべき事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこととする。

(4) 使用許可の取消

- ① 許可条件に違反したとき又は本市において設置場所を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことができる。取り消した場合の撤去は、市が指定する期間内で撤去を行うこと。
- ② 許可期間が満了した場合、又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。
- ③ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第8条に該当するときは、この許可を取り消すものとする。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

- ① 設置事業者は使用許可の期間が満了する前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3カ月前までに宝塚市に書面により通知すること。この場合、納入済の使用料は還付しない。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は上記3の(4)により使用許可が取り消された場合や上記3の(5)により自動販売機を自己都合により撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。

(7) 住所、氏名等の変更の届出

次に該当するときは、法人は速やかにその旨を届け出ること。

- ① 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- ② 許可に関する権利を相続により承継したとき。
- ③ 解散、合併等の変動があったとき。

なお、申出は、解散する法人、又は合併後の法人がすることとする。

4 応募申込み及び価格提案書の提出

(1) 受付期間

令和8年(2026年)3月31日(火)～令和8年(2026年)5月22日(金)17時迄

※郵送の場合締切日までに必着

(2) 提出先

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所 総務部 管財課(4階)

(3) 提出書類

下記①～⑥を提出すること。

① 申込書(本市所定様式) ●別紙1

② 価格提案書(本市所定様式) ●別紙2

ア.提案金額は、自動販売機を設置する条件で年額使用料(税込)を記入すること。

イ.複数物件を申し込む場合は、申込物件ごとに価格提案書を作成して、提出すること。

ウ.「価格提案書在中」と記入した封筒に、記入した価格提案書を全て同封のうえ、封をして提出すること。

③ 誓約書(本市所定様式) ●別紙3

④ 資格審査資料

ア 決算関係書類(直近3期分の損益計算書、貸借対照表)

イ 法人概要書(会社案内のパンフレット等)

ウ 履歴事項全部証明書又は現在事項証明書(写し)

エ 印鑑登録証明書(原本)

オ 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書(写し)

(未納の税額がない証明用でも可)

カ 法人市民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書(写し)

(未納の税額がない証明用でも可)

※ウ～カに関しては、発行後3カ月以内のものに限る。同時に複数の物件を申込みする場合は、すべての書類は1部とする。

⑤ 応募資格2-(9)にかかる許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ)

⑥ 設置する自動販売機のカatalog(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、「価格提案書在中」と記入した任意の様式の封筒に必要書類を封入の上、持込又は郵送すること。郵送の場合は申込受付期間内必着とする。(電話・FAX及びメール等による受付は行わない。)

(5) 応募資格の確認について

提出書類の内容を審査し、受付期間内に参加要件を満たさないと判断した場合、

その旨を通知する。なお、提出された書類等は返却しない。

(6) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案は、無効とする。

- ① 最低使用料年額（税込）を下回る価格での提案。
- ② 応募資格がない者が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 代表者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで提案したもの。
- ⑥ 応募参加者が一つの物件に対して二つ以上の価格提案をしたとき。
- ⑦ 複数物件にかかる価格提案を、一枚の価格提案書にまとめて記載したもの。
- ⑧ 応募価格又は応募参加者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑨ 金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑩ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑪ その他、価格提案に関する条件で違反したもの。

(7) 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、本市が設定する最低使用料年額（税込）以上でかつ、最高金額をもって有効な価格提案を行った者とする。

(8) くじによる設置事業者の決定

最高の価格提案が2者以上あるときは、くじにより決定する。

その際、価格提案審査事務に関係のない職員が応募参加者にかわってくじを引くこととする。くじの結果について異議を申し立てることはできない。

(9) 審査結果の公表

設置事業者に決定した者へは、令和8年5月25日（月）以降選定結果を別途通知するとともに、本市ホームページで法人名及び提案した行政財産使用料（年額）を公表する。

(10) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は延期することがある。

(11) 申込みに当たっての留意事項

使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行わない。

5 募集内容及び価格提案に対する質問及び回答

- (1) 募集内容に関して、質問がある場合は、下記期限までにメールにより管財課へ質問書（別紙4）を提出すること。

質問書提出期限：令和8年5月1日（金）15時まで

宝塚市総務部管財課 Eメールアドレス：m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

(2) 質問に対する回答

回答は本市ホームページにて掲載する。

回答日：令和8年5月11日（月）以降

6 使用許可申請等の手続き

設置事業者となった場合は、管財課に確認のうえ、行政財産使用許可申請書（別紙5）を令和8年5月29日（金）までに提出すること。

7 使用許可期間の更新の手続き

設置業者に決定した者が、行政財産の使用許可の期間内において、年度ごとの使用許可の更新をしようとするときは、当該期間満了前の、管財課が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書（別紙5）を提出すること。

申請受理後、行政財産使用許可書（別紙6）を送付する。

8 設置事業者の決定の取消し

設置業者に決定した者が、下記に該当した場合、設置事業者の決定を取り消す場合がある。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合。

9 その他

- (1) 使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機設置の際は、必要な養生を設置事業者が実施し、安全管理に努めること。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、宝塚市財務規則等の関連諸法規に定めるところによって処理する。

10 問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 総務部 管財課 担当：佐野

電話：0797-77-2031（直通）

Eメールアドレス：m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp